

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 27 年度第 5 号
通 算 第 544 号
平成 27 年 11 月 24 日

尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

平成 27 年度給与改定及び期末・勤勉手当等について

11 月 4 日午後 3 時 40 分から午後 5 時まで、中央公民館視聴覚室において、平成 27 年度給与改定及び期末・勤勉手当等に関する交渉を行った。

交渉に先立っての発言（総務局長）

今年度の人事院勧告では、昨年度に引き続き、給料表・一時金ともに増額改定がなされており、社会経済環境は良い方向になってきている感もある。

一方で、本市においては、昨年度の人事院勧告で示された「給与制度の総合的見直し」が、独自の給料削減措置もあり、未実施となっており、今回の交渉ではその点も含めて協議していきたいと考えている。

また、今回、秋の臨時国会が見送られるなど、人事院勧告後の国の動きが例年とは異なっているため、本市においても昨年度とは異なる進め方にならざるを得ないと考えているが、その他の組合からの要求項目も含め、誠意をもって協議を行う中で解決を図っていきたいと考えているので、よろしく願いしたい。

今回の交渉の主な目的

平成 27 年 10 月 30 日に提出された 2015 年度賃金・労働条件に関する要求書及び 2015 年末一時金に関する要求書に対する回答を示すとともに、平成 28 年度以降の給与制度の総合的見直し等及び平成 28 年度の公営事業所における勤務体制について提案し、組合と交渉の場を持った。

組合への提案

（回答メモ）平成 27 年度賃金・労働条件に関する要求書について

[別紙 1](#)

（回答メモ）平成 27 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について

[別紙 2](#)

（提案メモ）給与制度の総合的見直し等について

[別紙 3](#)

（提案メモ）平成 28 年度の公営事業所における勤務体制について

[別紙 4](#)

具体的な交渉内容

1 平成 27 年度賃金・労働条件に関する要求書に対する回答について

協議の要旨

平成 27 年度賃金・労働条件に関する要求書に対する回答内容を示したうえで協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>給与削減措置について</p> <p>来年度については給与削減措置はないということによいか。</p>	<p>本日同時に提案している給与制度の総合的見直しも踏まえた上での判断となるが、現在のところ来年度から給与削減措置を実施する予定はない。</p>
<p>4 級格付けについて</p> <p>以前から言っていることであるが、今回もこれまでとほとんど変わらない回答となっている。もう少し考えて回答をしていただきたい。</p>	<p>4 級のあり方については、従前から一貫した回答を示しているところであり、今回の回答もその点に変わりはない。</p>
<p>どうしたら 4 級になれるのか。基準を教えてください。</p>	<p>4 級に求められる能力等については、毎年度、「人事制度の展開」の中でも職員に対して示しているところである。</p>
<p>職員が 4 級昇格の基準を明確に認識することができていない要因の一つとして、人事評価のフィードバックが適切になされていないことがあるのではないかと。</p>	<p>人事評価制度の大きな柱として人材育成面談があり、その中できっちりと評価結果をフィードバックしていくことが重要である。引き続き研修等を実施し、適切に人材育成面談が行われるよう周知徹底を図っていく。</p>
<p>保育所副所長については、一定前向きな回答が示されたと認識したが、今後、協議の場を原局としていくことによいか。</p>	<p>そういったポストの必要性については、原局内でも十分協議してもらいたい。</p>
<p>諸手当について</p> <p>超過勤務手当に関して、正規職員については適正な支給となっていると認識しているが、非正規職員についても適正に支給を行えているのか。</p>	<p>非正規職員についても適正に対応している。</p>
<p>臨時的任用職員について</p> <p>保健師のみ来年度向け賃金の引上げが無いのは何故か。</p>	<p>保健師については、人材確保の観点での特例的な加算措置を実施した結果、その賃金日額が他都市と比べても高い水準となっていることから、加算額を含めた賃金日額については据え置きとしたものである。</p>

<p>障がい者差別解消法について</p> <p>情報保障に関して前向きな回答となっていることは評価する。また、組合の要求の中でも特に手話通訳士については、職員確保の観点からのものであることを認識していただきたい。</p>	<p>回答で示したとおり、引き続き必要な検討を行っていきたい。</p>
---	-------------------------------------

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

2 12月期期末手当及び勤勉手当について

協議の要旨

12月期期末手当及び勤勉手当について、「算定基礎月収額の2.78か月分プラス2万円」の組合からの要求に対して、「2.125月分（定年前職員）」の回答を行った。

(1) 期末・勤勉手当の算定方法

算定基礎額 × 支給月数 × 期間率

(2) 算定基礎額

給料月額 + 地域手当 + 扶養手当 + 給料月額 × 1.1 × 別に定める割合（0%～20%）

組合の主張	当局の回答
<p>現時点では臨時国会が召集される見込みはなく、国家公務員について給与改定が実施されるか分からないが、仮に給与改定が実施されれば、どのように対応していくのか。</p>	<p>国家公務員の動向が分かった時点で、その内容を踏まえ、改めて提案し協議していく。</p>
<p>12月10日の支給日に間に合わせることは可能か。</p>	<p>現在の国の状況を見ると、12月10日に間に合わせることは困難である。仮に国家公務員における改定が人事院勧告に準拠したものとなった場合、本市も当該改定に準拠して改定していくことになるが、その際の勤勉手当の増分は後日、別途支給するような対応となる。</p>
<p>被用者年金一元化により、年金の一部不支給が生じる可能性がある。昭和28年4月1日以前生まれの再任用短時間勤務職員については、年金収入を含めたトータルの年収額に基づく給与設定となっているのであるから、給与設定を見直すべきではないのか。</p>	<p>結論から申し上げますと、給与設定を変える考えはない。確かに、被用者年金一元化に伴い年金停止の基準額が変更されているが、一方で従前からの年金受給者については引き続き同様の条件で任用が継続される場合等には一定の経過措置が適用されることとなる。その結果、昭和28年4月1日以前生まれの本市再任用短時間勤務職員については基本的には当該経過措置の対象となり、通常の場合は年金の支給停止には該当しないものと認識している。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

3 給与制度の総合的見直し等について

協議の要旨

給与制度の総合的見直し等に関する提案メモを示したうえで協議を行った。

組合の主張	当局の回答
給料表の改定について 給料表の改定については行政職給料表しか提案されていないが、技能労務職給料表については別に現業評議会と交渉していくということによいか。	そのとおりである。
退職手当の調整額について 退職手当の調整額の改定について、6級以上の在職1月あたりの改定内容を教えていただきたい。	6級が 41,700 円 54,150 円 (12,450 円増)、7級が 45,850 円 59,550 円 (13,700 円増)、8級が 50,000 円 65,000 円 (15,000 円増) である。
経過措置について 給与構造改革に伴う経過措置については、当該措置を実施した当時に、ずっと実施していくことを前提に合意したことを認識しているのか。	給与構造改革に伴う経過措置については、当時、国に準拠する形で設定しており、当時は国においても経過措置に特段の期限は設けられていなかったことは認識している。
給与構造改革に伴う経過措置の廃止に伴って影響を受ける者はどの程度か。	平成 27 年 4 月 1 日時点で 59 歳の者を除き 97 人で、その平均額は 6,169 円程度と試算している。
給与制度の総合的見直しに伴う経過措置は実施するのか。	給与制度の総合的見直しに伴う経過措置は実施しない形で提案させてもらっている。
国に準拠して給与制度の総合的見直しを実施するということであれば、それに伴う経過措置も国に準拠して実施するべきではないか。	現在の本市の財政状況を考えると、決して好転している訳ではないが、その中でも給与制度の総合的見直しを実施するとした上で、これまで長く継続してきた給与削減措置は今年度で終了するように調整しているところである。引き続き何らかの削減措置継続の必要性を指摘する声もあり、その中で給与制度の総合的見直しに係る国と同様の経過措置の設定は難しいということを理解してもらいたい。

仮に給与制度の総合的見直しに伴う経過措置を実施しなかった場合、現在の給料削減措置よりも給料が減少する者はどの程度いるのか。	詳細なデータはないが、現在の給料削減措置よりも給料が減少する者もいることは確かである。
---	---

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

4 平成 28 年度の公営事業所における勤務体制について

協議の要旨

平成 28 年度の公営事業所における勤務体制に関する提案メモを示したうえで協議を行った。

組合の主張	当局の回答
公営事業所が公営企業化することにより、市長事務部局から当該職場がなくなり、市長事務部局の定数は減少することになる。これは合理化ではないのか。	民間委託や指定管理者制度の導入等とは異なり、組織の性質は変わっても直営であることに変わりはないことから合理化ではない。
仮に合理化ではないとしても、本日提示された程度のメモであれば、もっと以前から提示できたのではないか。	勤務条件についての協議の重要性は認識しており、できるだけ早い時期の提案を考えていたが、公営企業化にあたっての検討に時間を要しており、結果として本日の提案となった。
この件は現場の職員も交えて、別途協議の場で進めていきたいと考えるがどうか。	勤務条件に影響が及ぶ部分について、現場の職員と別途協議していくことは構わない。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

5 その他

組合の主張	当局の回答
市民課窓口委託について当局責任で実施していくということで、1月の委託開始に向けて受託業者の職員が現場に入ってきているが、経験不足は否めない。このような中でマイナンバー交付事務が同時に開始することも考慮すると、現場がまわるとは到底思えない。委託時期をずらしたり、国勢調査におけるような全庁的な応援体制を構築するといった対応をとっていただきたい。	市民サービスを低下させることのないよう、円滑に対応していくというのは労使双方の一致した考えであると思う。今回いただいた意見は原局へも伝えておく。

以上
(給与課)

組 合 要 求	回 答
<p>1 賃金引き上げについて</p> <p>(1) 賃金引き上げを行うこと。</p> <p>(2) 組合員全員に 12 月昇給延伸を復元すること。</p> <p>(3) 1995 年賃金確定時の実損分 (新給料表実施時期の値切り) を回復すること。</p> <p>(4) 給与削減の減額措置を早期に復元すること。</p> <p>(5) 2015 人事院勧告におけるプラス改定分 (給料表、一時金支給率) の改善を図ること。</p>	<p>1</p> <p>(1)・(5) 例年の本市の給与改定については、人事院勧告を受けての国家公務員の改定状況を考慮し、国に準拠することを基本に実施しているところである。平成 27 年度についても、国の状況が明らかになり次第、その内容を踏まえ、速やかに別途提案を行っていく。</p> <p>(2) 平成 16 年 4 月 1 日から若年層の職員を中心に昇給延伸措置に係る復元のための給与調整を実施し、平成 18 年度末までに完了している。</p> <p>(3) 現行どおりとする。</p> <p>(4) 現在実施中の給料削減措置は平成 28 年 3 月 31 日までのものであり、その後の予定はない。</p>
<p>2 給料表について</p> <p>(1) 現行 3 級を旧国公 5 級水準に対応させ改善すること。</p> <p>(2) 係長給料表 (現行 4 級) を旧国公 7 級水準に対応させ改善すること。</p> <p>(3) 現行 3 級給料表の増号 (行政職 5 号・技能労務職 7 号) を行うこと。</p>	<p>2</p> <p>(1)~(3) 現行どおりとする。</p>
<p>3 初任給水準の改善並びに中途採用者の賃金格差是正について</p> <p>(1) 定時制 (高校・大学) 卒の初任給支給基準を改善し、1 歳 4 号とすること。</p> <p>(2) 年齢別初任給基準を改善し、昇給基準を 1 歳 4 号とすること。</p> <p>(3) 年齢別初任給基準を改善し、年齢別最低保障を 40 歳時点で標準賃金の 8 割以上 (基本給比) とし基本給として位置づけ、全職員を対象とすること。</p> <p>(4) 前歴換算等の改善をすること。また、1 年未満の端数は切り上げること。</p> <p>(5) 中途採用者の昇格年限は、民間歴を考慮し在級年数の短縮を行うこと。</p>	<p>3</p> <p>(1)~(5) 現行どおりとする。</p>
<p>4 昇格の改善について</p> <p>(1) 高卒経験 14 年 32 歳を目途に 4 級へ昇格させること。</p> <p>(2) 高卒経験 23 年 41 歳を目途に 5 級へ昇格させること。</p>	<p>4</p> <p>(1)・(2) 現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>(3) 2010 年度合意事項である昇任昇格制度について解決を図ること。</p> <p>保育職場における副所長制度について検討し、新たに位置付けること。</p> <p>5 人事評価制度の導入については、人事制度小委員会を活用する中で、改善と検証を繰り返し行うこと。</p> <p>本来の目的とした人材育成策として位置付けるのであれば、現在の運用は不十分である。よって、人事評価制度を評価者に充分周知し、実行されない限り、給与反映しないこと。</p> <p>6 懲戒処分等、当事者弁護制度の構築について</p> <p>(1) 懲戒処分等、不利益処分を講ずる当該職員の弁明機会を保障する上で、当該職員同意ないし希望する場合は、処分調査過程において弁護の機会を保障し第三者関与を認めること。</p> <p>7 諸手当の改善について</p> <p>(1) 扶養手当</p> <p>扶養手当を配偶者 18,000 円とし、子どもその他も同額に改善すること。また、高校・大学在学中の扶養手当は家計の負担を考慮し、大幅に引き上げること。支給範囲を拡大し、学校在学中は支給すること。</p> <p>(2) 住居手当</p> <p>家賃等の支払い者については、家賃に見合う額に引き上</p>	<p>(3) 4 級昇格のあり方については、これまでの協議を踏まえ、各職場に応じた「適正な 4 級ポストの管理」を行っており、その登用にあたっては、所属局長からの内申に基づき、4 級に求められる能力を総合的に評価した上で任用を行っている。</p> <p>保育職場も含め、今後も明確に係長等の職責を有する職と位置付けることができる役職の配置等の必要性について引き続き検討していく。</p> <p>5 人事評価制度の運用にあたっては、人事制度小委員会や職員アンケート等での意見及び評価結果の分析を踏まえながら、制度の検証や見直しを実施してきており、今後も同様の対応を行っていく。</p> <p>また、人事評価制度の目的は職員の人材育成であり、評価のフィードバックを通じて、職員が自らの強みや弱みを把握し行動変容につなげていくことである。</p> <p>平成 27 年度も所属長等に対して評価者研修を実施し、人事評価制度の目的、評価者の心構え、評価の基準、人材育成面談の重要性、所属目標の共有化等について、改めて制度内容の周知を図ったところであり、今後も、適宜制度の検証や見直しを行うとともに、評価者研修を継続的に実施していくことにより、適切な制度の運用に努めていく。</p> <p>6 事情聴取については、事実関係を把握することを目的として関係職員に対し、行っているものであり、その中で職員が事実を誠実に述べる機会である。そうした中で、所属長や局企画管理担当職員も立ち会っており、公正公平な形で実施している。</p> <p>仮に、事情聴取に際して、その内容にパワー・ハラスメント等の不当行為があったと感じたならば、別途設置している外部相談窓口にて、弁護士に相談することも可能である。</p> <p>7</p> <p>(1)~(3)</p> <p>現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>げること。</p> <p>市内・市外居住者を差別なく手当を支給し、持家者については、30,000 円以上とし、持家者のうちローン支払者については、 による支給とすること。</p> <p>(3) 通勤手当</p> <p>交通機関利用者については、必要な額を全額支給すること。</p> <p>交通用具利用者については、交通機関利用者の通勤手当に見合う額を支給すること。</p> <p>通勤にかかる駐輪場使用者に対し実費相当分を支給すること。</p> <p>(4) 超過勤務手当</p> <p>代休や振替の強要は止め、超勤手当を適正に支給すること。また、週内 40 時間を越える振替にかかる超過勤務手当支給について適正化を図ること。</p> <p>時間外勤務手当の支給率を 150/100 に改善し、深夜の時間外勤務手当の支給率を 200/100 とすること。</p> <p>水防等防災設備 (1 号 ~ 3 号) について、管理監督者を除く、平日区分を市外者優先、休日区分を市内者優先とした実行性のある体制とすること。</p> <p>(5) 特殊勤務手当</p> <p>国にある特殊勤務手当 (高所危険手当等) を新設し、既存手当の引き上げを行うこと。</p> <p>緊急出勤手当を新設すること。</p> <p>年末・年始期間中の特殊勤務手当の増額を行うこと。</p> <p>2010 年度春闘交渉において確認した滞納整理業務にかかる特殊勤務手当対象職場への手当を早急に支給すること。</p> <p>36 協定職場の検証を行い、特殊な勤務条件職場については、特殊勤務手当を支給すること。</p> <p>(6) 36 協定について</p> <p>36 協定を所属にも十分周知するとともに責任の所在を明確にすること。</p> <p>36 協定違反が明らかとなった際、当局は原因の究明な</p>	<p>(4)</p> <p>代休の取得については、あくまでも本人の選択によるものであり、また、振替命令については、職員の健康管理の観点から適正に発し、必要に応じ超過勤務手当を支給しているところである。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>水防等防災設備については、統一的に平日区分を市外者優先、休日区分を市内者優先として一律に位置づけることは難しい。</p> <p>なお、各部において配備体制を決定する際には、その水防業務が適切に実施できるよう、各部の水防業務に係る必要人員や災害時の登庁にかかる時間等を総合的に考慮し決定している。</p> <p>(5)</p> <p>~</p> <p>今後とも必要に応じて協議を行っていく。</p> <p>(6)</p> <p>・</p> <p>36 協定については、通知文等により周知を図っているところである。今後も引き続き必要な周知・指導を行い、</p>

組 合 要 求	回 答
<p>らびに経緯経過を充分説明すること。</p> <p>変形労働制を採用する職場に従事させる際、労働条件の提示と本人同意の上配置すること。</p> <p>変形労働制を採用している職場については、その特殊勤務条件に配慮し、休日を特定の曜日となるよう努めること。</p> <p>(7) 管理職手当 (係長・課長補佐) に関して</p> <p>新たな役職者手当として支給すること。</p> <p>年収減に繋がる役職者については、モチベーション低下が必至であり、特段の措置および改善策を示すこと。</p>	<p>協定内容の遵守に努めていく。</p> <p>職員の人事配置については、変形労働時間制職場を含めて、人事異動の一環として配置を行っているが、これまでも職員の生活実態 (子育てや健康状況等) に応じて可能な範囲の中で配慮を行ってきており、今後も同様とする。</p> <p>変形労働時間制職場全てについて、休日を特定の曜日となるようにすることは困難であるが、各職場の業務実態に応じ、可能な範囲の中で努めている。</p> <p>(7)</p> <p>・</p> <p>現行どおりとする。</p>
<p>8 再任用職員について</p> <p>(1) 雇用と年金の接続に関する働き方について早急に協議する上で、既存の再任用制度について、下記のとおり改善をはかること。</p> <p>希望者全員を任用すること。</p> <p>再任用職員の賃金カットを早期に復元すること。</p> <p>一時金の支給水準を国並みに引き上げること。</p> <p>再任用フルタイムおよび再任用短時間勤務者間での任用形態を柔軟に対応し、過年の退職制度にとらわれず、年金受給資格がある者は積極的に再任用短時間勤務に任用するなど方策を今後も講じること。</p>	<p>8</p> <p>(1)</p> <p>再任用職員については、これまでも地方公務員法第 28 条の 4 及び 5 の規定の趣旨を踏まえ、勤務実績や健康状態に特段の問題がなければ希望者については、全員任用しているところである。</p> <p>今後も、国の示している「欠格事由や分限免職事由に該当する場合は除く」という内容を踏まえて、これまで通り希望者については、法の規定に基づき、年金支給開始年齢に達するまで再任用していく方針で対応していく。</p> <p>現在実施中の給料削減措置は平成 28 年 3 月 31 日までのものであり、その後の予定はない。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>再任用職員の人事配置については、各職場の事情も考慮して、これまでも職員の意向をできるだけ尊重して行っており、今後も同様に対応していく。</p>
<p>9 臨時・非常勤職員等の改善について</p> <p>(1) 臨時・非常勤職員等については、権利及び賃金・労働条件は、正規職員との格差を是正し改善すること。また、有給休暇を増日すること。</p> <p>(2) 希望者全員の雇用を行うとともに、その職場を確保すること。</p>	<p>9</p> <p>(1)・(2)</p> <p>平成 28 年度の臨時的任用職員の賃金日額については、別紙のとおり改定する。</p> <p>嘱託員の勤務条件等については、尼崎市嘱託職員労働組合と話し合っていく。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>(3) O B 嘱託員ありきの任用は行わないこと。特に O B 嘱託員の活用を巡り、窓口職場を中心とする人材育成策を示し、活気ある窓口職場を取り戻すこと。</p> <p>(4) 職務の実態、継続雇用の実態に即し、任用空白期間を設けないこと。</p> <p>(5) 継続雇用職員に対し健康診断を実施すること。</p>	<p>(3) 執行体制を確保するため、必要に応じて O B 嘱託員を任用しているが、その活用は必要最小限に努めている。</p> <p>今後とも、窓口職場を含め、それぞれの所属における必要なスキルの伝承がうまく行われるよう、各職場における人事配置の年齢構成にも可能な限り意を用いるよう努めていく。</p> <p>(4) 現行どおりとする。</p> <p>(5) 定期健康診断については、常時雇用する職員に対して、1 年毎に実施しており、1 年間の任用期間が発生する嘱託員については、その対象としているが、1 年以下の短期任用を前提としている臨時的任用職員については、基本的には対象にしていない。</p>
<p>10 障がい者差別解消法にかかる改善について</p> <p>(1) 各障がい別に即した、就労環境の整備と、障がい者雇用におけるサポート体制を確立すること。</p> <p>(2) 手話言語条例を早急に制定すること。</p> <p>(3) 情報保障に関すること</p> <p>各所属（係）毎の事務分掌に同項を付記し担当職員を配置すること。</p> <p>手話通訳、P C 要約の出来る職員登録制度を設けること。</p> <p>人事課・人材育成担当課に手話通訳士を配置すること。</p> <p>各課に音声変換ソフトタブレット等を設置すること。</p> <p>各研修・学習会開催における情報保障を確保すること。</p> <p>休憩時間等がわかるよう、視覚的効果のある器具の設置ならびに職員間対応について具体的手法を協議すること。</p> <p>庁内設置手話通訳士の職員間の相互活用と、市民対応への充実の観点で正規化すること。</p>	<p>10</p> <p>(1) 就労環境の整備、サポート体制等については、今後も引き続き検討していく。</p> <p>(2) 手話言語条例の必要性については理解しており、今後制定に向けて検討を行う予定であるが、条例制定に際しては、聴覚障がい者だけでなく、視覚障がい者、知的障がい者等の参画についても配慮する取組みが必要であり、それらを踏まえ検討を進めていきたい。</p> <p>(3)</p> <p>・ ・ ・</p> <p>情報保障については、様々な実施方法があることから、こういった実施方法が良いか、今後も引き続き検討していく。</p> <p>なお、事務分掌は各所属が担う個々の業務について規定しているものであり、「情報保障に関すること」はこれになじまない。</p> <p>数に制限はあるが、音声認識ソフトの行政事務支援システム用パソコンへの導入について検討していく。</p> <p>人材育成担当が実施する各種研修については、限られた予算の範囲内ではあるが、P C 要約や手話通訳などの情報保障を実施している。その他学習会における情報保障の必要性については、手話研修等を通じて全庁に向けた啓発を引き続き行っていく。</p> <p>現在、障害福祉課に配置している手話通訳の資格を持つ嘱託員 2 名については、本庁舎に来庁する聴覚障がい者に対する手話通訳の役割を担っており、当該職員を職員間に</p>

組 合 要 求	回 答
<p>11 休暇制度について</p> <p>(1) 2007 年に労使合意した年次有給休暇の積み立て制度について、地域活動ならびに学校行事活動等の運用において取得可能とすること。</p> <p>(2) 夏季休暇を増日すること。</p> <p>(3) リフレッシュ休暇取得対象所属長ならびに所属に対し、取得しやすい職場環境整備と所属長に対し取得状況を把握報告させるよう義務付けること。また、取得状況も含めた検証協議を継続して行うこと。</p> <p>(4) 現行リフレッシュ休暇を勤続 40 年でも創設すること。</p> <p>(5) ライフプラン研修休暇の取得手段を緩和すること。</p>	<p>おける円滑なコミュニケーションの増進のために活用することは困難であるが、今後、市民対応への充実といった観点も踏まえ、その配置体制を含めた必要な検討を行っていきたいと考えている。</p> <p>11 (1)~(5)</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>なお、リフレッシュ休暇を取得しやすい職場環境整備及び取得状況の報告等については、毎年度当初に通知文において周知を図っているところである。</p>

本回答に対する諾否については、平成 27 年 12 月 22 日 (火) までにされたい。

以 上
(給与課)

平成 28 年度 臨時的任用職員賃金改定（記載のないものは 7 時間 45 分勤務）

単位：円

職種	区分	現行		改定後		引上額
			うち加算額		うち加算額	
事務職	高校卒以上又は 18 歳以上 （高校在学中の者を除く）	7,740	0	7,840	0	100
	その他	6,990	0	7,090	0	100
現業職	環境事業担当（ 1 ）の作業員					
	場内整備及び計量業務	9,620	0	9,720	0	100
	上記以外の業務	11,560	1,940	11,660	1,940	100
	その他作業員	8,760	0	8,790	0	30
	調理師	8,400	0	8,430	0	30
	業務員及び用務員	8,300	0	8,330	0	30
	調理補助（半日勤務）	4,310	0	4,330	0	20
医療職	保健師	13,940	2,500	13,940	2,400	0
	看護師	10,210	0	10,310	0	100
	栄養士	9,930	0	9,970	0	40
保育士	有資格者	9,630	0	9,730	0	100
	その他	8,570	0	8,670	0	100
	パート保育士（時間単価） （ 2 ）	1,420	0	1,430	0	10
技術職	土木、建築、機械、造園、 環境・衛生（無資格）	9,120	0	9,150	0	30

（ 1 ）資源循環課、業務課及びクリーンセンター

（ 2 ）3 時間未満勤務の者

平成 27 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）

H27.11.4

1 平成 27 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当について

尼崎市職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給する（再任用職員については下記 5 のとおり）。

<参考>

期末手当	勤勉手当	合計
1.375 月	0.750 月	2.125 月

2 本要求書に対して、共通事項にかかる事項を全単組と一括した交渉の場を設定することについて

現行どおりとする。

3 低位におかれている嘱託職員の支給率を正規職員並の支給率とし、雇用実態に即した対応とすることについて

嘱託員の割増報酬については尼崎市嘱託職員労働組合に回答する。

4 臨時職員に一時金を支給すること。また、合意事項でもある、臨時職員の日額報酬にかかる一時金部分について改善をはかることについて

現行どおりとする。

5 再任用職員（2013 年 3 月末退職まで）の一時金支給は最低限国並の支給とすることについて

尼崎市職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給する。

<参考>

	期末手当	勤勉手当	合計
フルタイム	0.800 月	0.350 月	1.150 月
短時間勤務 (S28.4.1 以前生まれ)	0.140 月	0.085 月	0.225 月
短時間勤務 (S28.4.2 以後生まれ)	0.800 月	0.350 月	1.150 月

- 6・10 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を阪神間並に改善すること及び管理職手当（係長・課長補佐・作業長）廃止に伴う年収減額に伴う役職者加算率を見直すことについて
現行どおりとする。
なお、算定基礎額の詳細については別記のとおり。
- 7 全額期末手当で支給することについて
現行どおりとする。
- 8 新入職員の支給率を改善し、一時金削減率の改善と、中途採用者においては特段の措置を講ずることについて
現行どおりとする。
- 9 4級格付けを制度化することについて
4級昇格のあり方については、これまでの協議を踏まえ、各職場に応じた「適正な4級ポストの管理」を行っており、その登用にあたっては、所属局長からの内申に基づき、4級に求められる能力を総合的に評価した上で任用を行っている。
今後も明確に係長等の職責を有する職と位置付けることができる役職の配置等の必要性について引き続き検討していく。
- 11 非正規職員における休暇制度の拡充を図ることについて
現行どおりとする。
- 12 全単組従前どおりの統一的取扱いとし、不利益な取扱いとしないことについて
各単組の要求については、それぞれの当事者と適切に協議を進めていただきたい。
- 13 支給日
平成27年12月10日（木）
- 14 諾否について
本回答に対する諾否については、平成27年11月26日（木）までにされたい。

以上
（給与課）

(別記) 算定基礎額

1 行政職給料表適用者及び技能労務職給料表適用者

(1) 1級～3級の者

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当

(2) 4級以上の者(3級の適用者で、平成27年4月1日現在30歳以上の者を含む。)

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、課長補佐・係長級の者・技能長及び作業長は10%、主任・作業主任・3級の者のうち平成27年4月1日現在30歳以上のものは5%とする。

(3) 再任用フルタイム勤務職員

給料月額 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、5%とする。

(4) 再任用短時間勤務職員

ア 昭和28年4月1日以前生まれの者

給料月額 + 地域手当

イ 昭和28年4月2日以後生まれの者

給料月額 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、5%とする。

2 教育職給料表(二)適用者

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、2級41号給以上112号給以下の者は5%、2級113号給以上の者は10%とする。

3 任期付職給料表適用者

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当

給与制度の総合的見直し等について（メモ）

H27.11.4

1 給与制度の総合的見直し

平成 26 年度の人事院勧告を受け、国においても実施された給与制度の総合的見直しについて、次のとおり実施する。

(1) 給料表の改定

行政職給料表を別紙のとおり改定する。

(2) 生活補給金基準額の改定

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	改定前	改定後	改定額
30 歳	215,700 円	213,700 円	2,000 円
31 歳	222,500 円	219,600 円	2,900 円
32 歳	229,600 円	225,800 円	3,800 円
33 歳	236,500 円	232,100 円	4,400 円
34 歳	243,500 円	238,800 円	4,700 円
35 歳	250,500 円	245,800 円	4,700 円
36 歳	257,100 円	252,200 円	4,900 円
37 歳	263,800 円	258,800 円	5,000 円
38 歳	270,200 円	265,100 円	5,100 円
39 歳	276,000 円	270,700 円	5,300 円
40 歳以上 55 歳未満	281,200 円	275,800 円	5,400 円

(3) 課長補佐に対する給料月額 1.5%削減措置の廃止

55 歳以上でかつ行政職給料表 5 級の職員に対して実施している給料月額の 1.5%の削減措置を廃止する。

2 退職手当の調整額の改定

給与制度の総合的見直しの実施に伴い、退職手当の調整額について、次のとおり改定する。

(1) 在職 1 月あたりの調整額

在職 1 月あたりの調整額について、次のとおり改定する。

職務の級	改定前	改定後	改定額
3 級	16,700 円	21,700 円	5,000 円
4 級	25,000 円	32,500 円	7,500 円
5 級	33,350 円	43,350 円	10,000 円

(2) 勤続期間 24 年以下の 3 級区分の取扱い

3 級区分について、勤続期間 24 年以下の退職者に対しては調整額を支給しないと
している取扱いを廃止する。(改定後は調整額の支給対象とする。)

3 給与構造改革に伴う経過措置(現給保障措置)の廃止

平成 19 年度の給与構造改革実施に伴う経過措置(現給保障措置)について、平成 28
年 3 月 31 日を以って廃止する。

4 適用日

平成 28 年 4 月 1 日

5 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 27 年 12 月 22 日(火)までにされたい。

以 上
(給与課)

< 行政職給料表 >

1級						2級							
号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
1	137,900	1,100	137,900	1,100	0	0.000	1	172,300	1,500	172,300	1,500	0	0.000
2	139,000	1,100	139,000	1,100	0	0.000	2	173,800	1,600	173,800	1,600	0	0.000
3	140,100	1,100	140,100	1,100	0	0.000	3	175,400	1,600	175,400	1,600	0	0.000
4	141,200	1,200	141,200	1,200	0	0.000	4	177,000	1,600	177,000	1,600	0	0.000
5	142,400	1,200	142,400	1,200	0	0.000	5	178,600	1,700	178,600	1,700	0	0.000
6	143,600	1,100	143,600	1,100	0	0.000	6	180,300	1,800	180,300	1,800	0	0.000
7	144,700	1,100	144,700	1,100	0	0.000	7	182,100	1,800	182,100	1,800	0	0.000
8	145,800	1,200	145,800	1,200	0	0.000	8	183,900	1,800	183,900	1,800	0	0.000
9	147,000	1,300	147,000	1,300	0	0.000	9	185,700	1,800	185,700	1,800	0	0.000
10	148,300	1,300	148,300	1,300	0	0.000	10	187,500	1,800	187,500	1,800	0	0.000
11	149,600	1,300	149,600	1,300	0	0.000	11	189,300	1,800	189,300	1,800	0	0.000
12	150,900	1,300	150,900	1,300	0	0.000	12	191,100	1,800	191,100	1,800	0	0.000
13	152,200	2,000	152,200	2,000	0	0.000	13	192,900	1,700	192,900	1,700	0	0.000
14	154,200	2,000	154,200	2,000	0	0.000	14	194,600	1,800	194,600	1,800	0	0.000
15	156,200	2,000	156,200	2,000	0	0.000	15	196,400	1,800	196,400	1,800	0	0.000
16	158,200	2,000	158,200	2,000	0	0.000	16	198,200	1,800	198,200	1,800	0	0.000
17	160,200	2,100	160,200	2,100	0	0.000	17	200,000	1,800	200,000	1,800	0	0.000
18	162,300	2,000	162,300	2,000	0	0.000	18	201,800	1,800	201,800	1,800	0	0.000
19	164,300	2,100	164,300	2,100	0	0.000	19	203,600	1,800	203,600	1,800	0	0.000
20	166,400	2,100	166,400	2,100	0	0.000	20	205,400	1,800	205,400	1,800	0	0.000
21	168,500	2,100	168,500	2,100	0	0.000	21	207,200	1,800	207,200	1,800	0	0.000
22	170,600	2,100	170,600	2,100	0	0.000	22	209,000	1,800	209,000	1,800	0	0.000
23	172,700	2,100	172,700	2,100	0	0.000	23	210,800	1,800	210,800	1,800	0	0.000
24	174,800	2,100	174,800	2,100	0	0.000	24	212,600	1,900	212,600	1,900	0	0.000
25	176,900	1,800	176,900	1,800	0	0.000	25	214,500	1,900	214,500	1,900	0	0.000
26	178,700	1,700	178,700	1,700	0	0.000	26	216,400	1,800	216,400	1,800	0	0.000
27	180,400	1,700	180,400	1,700	0	0.000	27	218,200	1,800	218,200	1,800	0	0.000
28	182,100	1,700	182,100	1,700	0	0.000	28	220,000	1,800	219,800	1,700	-200	-0.091
29	183,800	1,700	183,800	1,700	0	0.000	29	221,800	1,700	221,500	1,500	-300	-0.135
30	185,500	1,700	185,500	1,700	0	0.000	30	223,500	1,700	223,000	1,600	-500	-0.224
31	187,200	1,700	187,200	1,700	0	0.000	31	225,200	1,600	224,600	1,500	-600	-0.266
32	188,900	1,600	188,900	1,600	0	0.000	32	226,800	1,700	226,100	1,500	-700	-0.309
33	190,500	1,600	190,500	1,600	0	0.000	33	228,500	1,700	227,600	1,500	-900	-0.394
34	192,100	1,500	192,100	1,500	0	0.000	34	230,200	1,500	229,100	1,200	-1,100	-0.478
35	193,600	1,600	193,600	1,600	0	0.000	35	231,700	1,700	230,300	1,600	-1,400	-0.604
36	195,200	1,500	195,200	1,500	0	0.000	36	233,400	1,500	231,900	1,300	-1,500	-0.643
37	196,700	1,400	196,700	1,400	0	0.000	37	234,900	1,700	233,200	1,500	-1,700	-0.724
38	198,100	1,400	198,100	1,400	0	0.000	38	236,600	1,600	234,700	1,300	-1,900	-0.803
39	199,500	1,400	199,500	1,400	0	0.000	39	238,200	1,600	236,000	1,500	-2,200	-0.924
40	200,900	1,400	200,900	1,400	0	0.000	40	239,800	1,600	237,500	1,400	-2,300	-0.959
41	202,300	1,400	202,300	1,400	0	0.000	41	241,400	1,600	238,900	1,400	-2,500	-1.036
42	203,700	1,400	203,700	1,400	0	0.000	42	243,000	1,600	240,300	1,200	-2,700	-1.111
43	205,100	1,300	205,100	1,300	0	0.000	43	244,600	1,400	241,500	1,400	-3,100	-1.267
44	206,400	1,300	206,400	1,300	0	0.000	44	246,000	1,600	242,900	1,300	-3,100	-1.260
45	207,700	1,300	207,700	1,300	0	0.000	45	247,600	1,500	244,200	1,200	-3,400	-1.373
46	209,000	1,300	209,000	1,300	0	0.000	46	249,100	1,700	245,400	1,500	-3,700	-1.485
47	210,300	1,300	210,300	1,300	0	0.000	47	250,800	1,500	246,900	1,400	-3,900	-1.555
48	211,600	1,200	211,600	1,200	0	0.000	48	252,300	1,600	248,300	1,500	-4,000	-1.585
49	212,800	1,200	212,800	1,200	0	0.000	49	253,900	1,700	249,800	1,500	-4,100	-1.615
50	214,000	1,200	214,000	1,200	0	0.000	50	255,600	1,700	251,300	1,400	-4,300	-1.682
51	215,200	1,000	215,200	1,000	0	0.000	51	257,300	1,600	252,700	1,300	-4,600	-1.788
52	216,200	900	216,200	900	0	0.000	52	258,900	1,600	254,000	1,500	-4,900	-1.893
53	217,100	1,100	217,100	1,100	0	0.000	53	260,500	1,500	255,500	1,500	-5,000	-1.919
54	218,200	1,000	218,200	1,000	0	0.000	54	262,000	1,500	257,000	1,400	-5,000	-1.908
55	219,200	1,000	219,200	1,000	0	0.000	55	263,500	1,500	258,400	1,500	-5,100	-1.935
56	220,200	900	220,200	900	0	0.000	56	265,000	1,500	259,900	1,500	-5,100	-1.925
57	221,100	1,000	221,100	1,000	0	0.000	57	266,500	1,400	261,400	1,400	-5,100	-1.914
58	222,100	1,000	222,100	1,000	0	0.000	58	267,900	1,400	262,800	1,400	-5,100	-1.904
59	223,100	900	223,100	900	0	0.000	59	269,300	1,300	264,200	1,300	-5,100	-1.894
60	224,000	900	224,000	900	0	0.000	60	270,600	1,400	265,500	1,300	-5,100	-1.885
61	224,900	1,000	224,900	1,000	0	0.000	61	272,000	1,200	266,800	1,200	-5,200	-1.912
62	225,900	900	225,900	900	0	0.000	62	273,200	1,200	268,000	1,200	-5,200	-1.903
63	226,800	800	226,800	800	0	0.000	63	274,400	1,200	269,200	1,200	-5,200	-1.895
64	227,600	900	227,600	900	0	0.000	64	275,600	1,200	270,400	1,100	-5,200	-1.887
65	228,500	900	228,500	900	0	0.000	65	276,800	1,200	271,500	1,200	-5,300	-1.915
66	229,400	900	229,400	900	0	0.000	66	278,000	1,200	272,700	1,200	-5,300	-1.906
67	230,300	900	230,300	900	0	0.000	67	279,200	1,200	273,900	1,200	-5,300	-1.898
68	231,200	800	231,200	800	0	0.000	68	280,400	1,000	275,100	900	-5,300	-1.890
69	232,000	600	232,000	600	0	0.000	69	281,400	900	276,000	900	-5,400	-1.919
70	232,600	600	232,600	600	0	0.000	70	282,300	900	276,900	900	-5,400	-1.913
71	233,200	600	233,200	600	0	0.000	71	283,200	800	277,800	800	-5,400	-1.907
72	233,800	600	233,800	600	0	0.000	72	284,000	700	278,600	600	-5,400	-1.901
73	234,400	600	234,400	600	0	0.000	73	284,700	700	279,200	700	-5,500	-1.932
74	235,000	600	235,000	600	0	0.000	74	285,400	700	279,900	700	-5,500	-1.927
75	235,600	600	235,600	600	0	0.000	75	286,100	700	280,600	700	-5,500	-1.922
76	236,200	500	236,200	500	0	0.000	76	286,800	600	281,300	600	-5,500	-1.918
77	236,700	600	236,700	600	0	0.000	77	287,400	600	281,900	500	-5,500	-1.914
78	237,300	600	237,300	600	0	0.000	78	288,000	600	282,400	600	-5,600	-1.944
79	237,900	400	237,900	400	0	0.000	79	288,600	600	283,000	600	-5,600	-1.940
80	238,300	500	238,300	500	0	0.000	80	289,200	600	283,600	600	-5,600	-1.936
81	238,800	500	238,800	500	0	0.000	81	289,800	600	284,200	500	-5,600	-1.932

1 級						2 級							
号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
82	239,300	500	239,300	500	0	0.000	82	290,400	600	284,700	600	-5,700	-1.963
83	239,800	500	239,800	500	0	0.000	83	291,000	500	285,300	500	-5,700	-1.959
84	240,300	500	240,300	500	0	0.000	84	291,500	500	285,800	500	-5,700	-1.955
85	240,800	500	240,800	500	0	0.000	85	292,000	300	286,300	300	-5,700	-1.952
86	241,300	500	241,300	500	0	0.000	86	292,300	500	286,600	500	-5,700	-1.950
87	241,800	300	241,800	300	0	0.000	87	292,800	300	287,100	300	-5,700	-1.947
88	242,100	400	242,100	400	0	0.000	88	293,100	500	287,400	500	-5,700	-1.945
89	242,500	500	242,500	500	0	0.000	89	293,600	400	287,900	300	-5,700	-1.941
90	243,000	500	243,000	500	0	0.000	90	294,000	400	288,200	400	-5,800	-1.973
91	243,500	300	243,500	300	0	0.000	91	294,400	500	288,600	500	-5,800	-1.970
92	243,800	400	243,800	400	0	0.000	92	294,900	400	289,100	400	-5,800	-1.967
93	244,200		244,200		0	0.000	93	295,300	500	289,500	500	-5,800	-1.964
							94	295,800	400	290,000	400	-5,800	-1.961
							95	296,200	400	290,400	400	-5,800	-1.958
							96	296,600	300	290,800	300	-5,800	-1.955
							97	296,900	500	291,100	500	-5,800	-1.954
							98	297,400	500	291,600	500	-5,800	-1.950
							99	297,900	500	292,100	500	-5,800	-1.947
							100	298,400	500	292,600	500	-5,800	-1.944
							101	298,900	400	293,100	400	-5,800	-1.940
							102	299,300	500	293,500	500	-5,800	-1.938
							103	299,800	500	294,000	500	-5,800	-1.935
							104	300,300	500	294,500	500	-5,800	-1.931
							105	300,800	500	295,000	400	-5,800	-1.928
							106	301,300	500	295,400	500	-5,900	-1.958
							107	301,800	500	295,900	500	-5,900	-1.955
							108	302,300	400	296,400	300	-5,900	-1.952
							109	302,700	500	296,700	500	-6,000	-1.982
							110	303,200	500	297,200	500	-6,000	-1.979
							111	303,700	500	297,700	500	-6,000	-1.976
							112	304,200	300	298,200	300	-6,000	-1.972
							113	304,500	500	298,500	500	-6,000	-1.970
							114	305,000	400	299,000	400	-6,000	-1.967
							115	305,400	500	299,400	500	-6,000	-1.965
							116	305,900	300	299,900	300	-6,000	-1.961
							117	306,200		300,200		-6,000	-1.960
再任用	185,800		185,400		-400	-0.215	再任用	213,400		212,900		-500	-0.234

3級						4級							
号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
1	208,000	1,900	206,500	1,900	-1,500	-0.721	1	212,500	1,900	211,000	1,900	-1,500	-0.706
2	209,900	1,900	208,400	1,900	-1,500	-0.715	2	214,400	1,900	212,900	1,900	-1,500	-0.700
3	211,800	1,900	210,300	1,900	-1,500	-0.708	3	216,300	1,900	214,800	1,900	-1,500	-0.693
4	213,700	1,900	212,200	1,900	-1,500	-0.702	4	218,200	1,900	216,700	1,900	-1,500	-0.687
5	215,600	1,900	214,100	1,900	-1,500	-0.696	5	220,100	1,900	218,600	1,900	-1,500	-0.682
6	217,500	1,900	216,000	1,900	-1,500	-0.690	6	222,000	1,900	220,500	1,900	-1,500	-0.676
7	219,400	1,900	217,900	1,900	-1,500	-0.684	7	223,900	1,900	222,400	1,900	-1,500	-0.670
8	221,300	1,900	219,800	1,900	-1,500	-0.678	8	225,800	1,900	224,300	1,900	-1,500	-0.664
9	223,200	1,900	221,700	1,900	-1,500	-0.672	9	227,700	1,900	226,200	1,900	-1,500	-0.659
10	225,100	1,900	223,600	1,900	-1,500	-0.666	10	229,600	1,900	228,100	1,900	-1,500	-0.653
11	227,000	1,900	225,500	1,900	-1,500	-0.661	11	231,500	1,900	230,000	1,900	-1,500	-0.648
12	228,900	1,800	227,400	1,800	-1,500	-0.655	12	233,400	1,900	231,900	1,900	-1,500	-0.643
13	230,700	1,800	229,200	1,800	-1,500	-0.650	13	235,300	2,000	233,800	2,000	-1,500	-0.637
14	232,500	1,800	231,000	1,800	-1,500	-0.645	14	237,300	2,000	235,800	2,000	-1,500	-0.632
15	234,300	1,800	232,800	1,800	-1,500	-0.640	15	239,300	2,000	237,800	1,700	-1,500	-0.627
16	236,100	1,700	234,600	1,700	-1,500	-0.635	16	241,300	2,000	239,500	1,700	-1,800	-0.746
17	237,800	1,700	236,300	1,600	-1,500	-0.631	17	243,300	2,000	241,200	1,800	-2,100	-0.863
18	239,500	1,900	237,900	1,700	-1,600	-0.668	18	245,300	2,000	243,000	1,900	-2,300	-0.938
19	241,400	1,800	239,600	1,500	-1,800	-0.746	19	247,300	2,000	244,900	1,700	-2,400	-0.970
20	243,200	1,900	241,100	1,700	-2,100	-0.863	20	249,300	2,000	246,600	1,800	-2,700	-1.083
21	245,100	1,900	242,800	1,800	-2,300	-0.938	21	251,300	2,100	248,400	1,800	-2,900	-1.154
22	247,000	2,000	244,600	1,700	-2,400	-0.972	22	253,400	2,100	250,200	2,000	-3,200	-1.263
23	249,000	1,900	246,300	1,700	-2,700	-1.084	23	255,500	2,100	252,200	1,700	-3,300	-1.292
24	250,900	1,900	248,000	1,600	-2,900	-1.156	24	257,600	2,100	253,900	1,800	-3,700	-1.436
25	252,800	2,000	249,600	1,900	-3,200	-1.266	25	259,700	2,100	255,700	1,600	-4,000	-1.540
26	254,800	1,900	251,500	1,500	-3,300	-1.295	26	261,800	2,100	257,300	2,000	-4,500	-1.719
27	256,700	2,100	253,000	1,800	-3,700	-1.441	27	263,900	2,100	259,300	1,900	-4,600	-1.743
28	258,800	2,100	254,800	1,800	-4,000	-1.546	28	266,000	2,000	261,200	1,800	-4,800	-1.805
29	260,900	1,900	256,600	1,700	-4,300	-1.648	29	268,000	2,100	263,000	1,900	-5,000	-1.866
30	262,800	2,000	258,300	1,900	-4,500	-1.712	30	270,100	2,100	264,900	2,100	-5,200	-1.925
31	264,800	1,900	260,200	1,700	-4,600	-1.737	31	272,200	2,100	267,000	2,000	-5,200	-1.910
32	266,700	2,000	261,900	1,800	-4,800	-1.800	32	274,300	2,100	269,000	2,100	-5,300	-1.932
33	268,700	2,000	263,700	1,800	-5,000	-1.861	33	276,400	2,100	271,100	2,000	-5,300	-1.918
34	270,700	2,000	265,500	2,000	-5,200	-1.921	34	278,500	2,200	273,100	2,100	-5,400	-1.939
35	272,700	2,000	267,500	2,000	-5,200	-1.907	35	280,700	2,200	275,200	2,200	-5,500	-1.959
36	274,700	2,000	269,500	1,900	-5,200	-1.893	36	282,900	2,200	277,400	2,200	-5,500	-1.944
37	276,700	2,000	271,400	2,000	-5,300	-1.915	37	285,100	2,200	279,600	2,200	-5,500	-1.929
38	278,700	2,000	273,400	2,000	-5,300	-1.902	38	287,300	2,200	281,800	2,100	-5,500	-1.914
39	280,700	2,000	275,400	1,900	-5,300	-1.888	39	289,500	2,200	283,900	2,200	-5,600	-1.934
40	282,700	2,000	277,300	2,000	-5,400	-1.910	40	291,700	2,200	286,100	2,200	-5,600	-1.920
41	284,700	1,800	279,300	1,700	-5,400	-1.897	41	293,900	2,200	288,300	2,100	-5,600	-1.905
42	286,600	1,900	281,000	1,900	-5,500	-1.920	42	296,100	2,200	290,400	2,200	-5,700	-1.925
43	288,400	1,900	282,900	1,900	-5,500	-1.907	43	298,300	2,200	292,600	2,100	-5,700	-1.911
44	290,300	1,900	284,800	1,800	-5,500	-1.895	44	300,500	2,200	294,700	2,200	-5,800	-1.930
45	292,200	1,900	286,600	1,900	-5,600	-1.916	45	302,700	2,100	296,900	2,100	-5,800	-1.916
46	294,100	1,900	288,500	1,900	-5,600	-1.904	46	304,800	2,200	299,000	2,100	-5,800	-1.903
47	296,000	1,900	290,400	1,800	-5,600	-1.892	47	307,000	2,200	301,100	2,200	-5,900	-1.922
48	297,900	1,900	292,200	1,900	-5,700	-1.913	48	309,200	2,200	303,300	2,100	-5,900	-1.908
49	299,800	1,800	294,100	1,800	-5,700	-1.901	49	311,400	2,200	305,400	2,200	-6,000	-1.927
50	301,600	1,800	295,900	1,700	-5,700	-1.890	50	313,600	2,200	307,600	2,200	-6,000	-1.913
51	303,400	1,800	297,600	1,800	-5,800	-1.912	51	315,800	2,200	309,800	2,100	-6,000	-1.900
52	305,200	1,800	299,400	1,800	-5,800	-1.900	52	318,000	2,200	311,900	2,200	-6,100	-1.918
53	307,000	1,600	301,200	1,500	-5,800	-1.889	53	320,200	2,000	314,100	1,900	-6,100	-1.905
54	308,800	1,700	302,700	1,700	-5,900	-1.912	54	322,200	2,100	316,000	2,100	-6,200	-1.924
55	310,300	1,600	304,400	1,600	-5,900	-1.901	55	324,300	2,100	318,100	2,100	-6,200	-1.912
56	311,900	1,700	306,000	1,600	-5,900	-1.892	56	326,400	2,100	320,200	2,000	-6,200	-1.900
57	313,600	1,500	307,600	1,500	-6,000	-1.913	57	328,500	1,900	322,200	1,900	-6,300	-1.918
58	315,100	1,500	309,100	1,500	-6,000	-1.904	58	330,400	2,000	324,100	1,900	-6,300	-1.907
59	316,600	1,500	310,600	1,400	-6,000	-1.895	59	332,400	2,100	326,000	2,100	-6,400	-1.925
60	318,100	1,400	312,000	1,400	-6,100	-1.918	60	334,500	2,100	328,100	2,100	-6,400	-1.913
61	319,500	1,000	313,400	1,000	-6,100	-1.909	61	336,600	2,000	330,200	1,900	-6,400	-1.901
62	320,500	1,100	314,400	1,000	-6,100	-1.903	62	338,600	2,100	332,100	2,100	-6,500	-1.920
63	321,600	1,100	315,400	1,100	-6,200	-1.928	63	340,700	2,100	334,200	2,000	-6,500	-1.908
64	322,700	1,100	316,500	1,100	-6,200	-1.921	64	342,800	2,100	336,200	2,100	-6,600	-1.925
65	323,800	900	317,600	800	-6,200	-1.915	65	344,900	2,000	338,300	2,000	-6,600	-1.914
66	324,700	900	318,400	900	-6,300	-1.940	66	346,900	2,000	340,300	1,900	-6,600	-1.903
67	325,600	900	319,300	900	-6,300	-1.935	67	348,900	2,000	342,200	2,000	-6,700	-1.920
68	326,500	900	320,200	800	-6,300	-1.930	68	350,900	2,000	344,200	1,900	-6,700	-1.909
69	327,400	800	321,000	800	-6,400	-1.955	69	352,900	1,900	346,100	1,900	-6,800	-1.927
70	328,200	700	321,800	700	-6,400	-1.950	70	354,800	1,800	348,000	1,800	-6,800	-1.917
71	328,900	700	322,500	700	-6,400	-1.946	71	356,600	1,800	349,800	1,700	-6,800	-1.907
72	329,600	600	323,200	600	-6,400	-1.942	72	358,400	1,800	351,500	1,800	-6,900	-1.925
73	330,200	600	323,800	500	-6,400	-1.938	73	360,200	1,500	353,300	1,500	-6,900	-1.916
74	330,800	600	324,300	600	-6,500	-1.965	74	361,700	1,400	354,800	1,300	-6,900	-1.908
75	331,400	600	324,900	600	-6,500	-1.961	75	363,100	1,500	356,100	1,500	-7,000	-1.928
76	332,000	600	325,500	600	-6,500	-1.958	76	364,600	1,400	357,600	1,400	-7,000	-1.920
77	332,600	500	326,100	500	-6,500	-1.954	77	366,000	1,100	359,000	1,000	-7,000	-1.913
78	333,100	400	326,600	400	-6,500	-1.951	78	367,100	1,000	360,000	1,000	-7,100	-1.934
79	333,500	500	327,000	400	-6,500	-1.949	79	368,100	1,100	361,000	1,100	-7,100	-1.929
80	334,000	600	327,400	600	-6,600	-1.976	80	369,200	1,100	362,100	1,100	-7,100	-1.923
81	334,600	500	328,000	500	-6,600	-1.973	81	370,300	1,000	363,200	1,000	-7,100	-1.917

3級						4級							
号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
82	335,100	500	328,500	500	-6,600	-1.970	82	371,300	1,000	364,200	1,000	-7,100	-1.912
83	335,600	500	329,000	500	-6,600	-1.967	83	372,300	1,000	365,200	900	-7,100	-1.907
84	336,100	500	329,500	500	-6,600	-1.964	84	373,300	1,000	366,100	1,000	-7,200	-1.929
85	336,600	400	330,000	400	-6,600	-1.961	85	374,300	900	367,100	900	-7,200	-1.924
86	337,000	500	330,400	500	-6,600	-1.958	86	375,200	800	368,000	800	-7,200	-1.919
87	337,500	500	330,900	400	-6,600	-1.956	87	376,000	900	368,800	900	-7,200	-1.915
88	338,000	400	331,300	400	-6,700	-1.982	88	376,900	900	369,700	900	-7,200	-1.910
89	338,400	400	331,700	400	-6,700	-1.980	89	377,800	800	370,600	700	-7,200	-1.906
90	338,800	500	332,100	500	-6,700	-1.978	90	378,600	800	371,300	800	-7,300	-1.928
91	339,300	400	332,600	400	-6,700	-1.975	91	379,400	700	372,100	700	-7,300	-1.924
92	339,700	400	333,000	400	-6,700	-1.972	92	380,100	800	372,800	800	-7,300	-1.921
93	340,100	500	333,400	500	-6,700	-1.970	93	380,900	700	373,600	700	-7,300	-1.917
94	340,600	500	333,900	500	-6,700	-1.967	94	381,600	700	374,300	700	-7,300	-1.913
95	341,100	400	334,400	400	-6,700	-1.964	95	382,300	800	375,000	800	-7,300	-1.909
96	341,500	400	334,800	400	-6,700	-1.962	96	383,100	800	375,800	800	-7,300	-1.906
97	341,900	400	335,200	300	-6,700	-1.960	97	383,900	700	376,600	600	-7,300	-1.902
98	342,300	400	335,500	400	-6,800	-1.987	98	384,600	700	377,200	700	-7,400	-1.924
99	342,700	500	335,900	500	-6,800	-1.984	99	385,300	700	377,900	700	-7,400	-1.921
100	343,200	300	336,400	300	-6,800	-1.981	100	386,000	700	378,600	700	-7,400	-1.917
101	343,500	300	336,700	300	-6,800	-1.980	101	386,700	700	379,300	600	-7,400	-1.914
102	343,800	400	337,000	400	-6,800	-1.978	102	387,400	600	379,900	600	-7,500	-1.936
103	344,200	500	337,400	500	-6,800	-1.976	103	388,000	800	380,500	800	-7,500	-1.933
104	344,700	300	337,900	300	-6,800	-1.973	104	388,800	700	381,300	700	-7,500	-1.929
105	345,000	300	338,200	300	-6,800	-1.971	105	389,500	800	382,000	800	-7,500	-1.926
106	345,300	400	338,500	400	-6,800	-1.969	106	390,300	600	382,800	600	-7,500	-1.922
107	345,700	500	338,900	500	-6,800	-1.967	107	390,900	700	383,400	700	-7,500	-1.919
108	346,200	300	339,400	300	-6,800	-1.964	108	391,600	600	384,100	600	-7,500	-1.915
109	346,500	500	339,700	500	-6,800	-1.962	109	392,200	700	384,700	700	-7,500	-1.912
110	347,000	500	340,200	500	-6,800	-1.960	110	392,900	800	385,400	800	-7,500	-1.909
111	347,500	500	340,700	400	-6,800	-1.957	111	393,700	700	386,200	600	-7,500	-1.905
112	348,000	200	341,100	200	-6,900	-1.983	112	394,400	500	386,800	500	-7,600	-1.927
113	348,200	500	341,300	500	-6,900	-1.982	113	394,900	700	387,300	600	-7,600	-1.925
114	348,700	500	341,800	500	-6,900	-1.979	114	395,600	700	387,900	600	-7,700	-1.946
115	349,200	500	342,300	500	-6,900	-1.976	115	396,300	700	388,500	600	-7,800	-1.968
116	349,700	400	342,800	400	-6,900	-1.973	116	397,000	700	389,100	500	-7,900	-1.990
117	350,100	500	343,200	500	-6,900	-1.971	117	397,700	800	389,600	600	-8,100	-2.037
118	350,600	500	343,700	500	-6,900	-1.968	118	398,500	800	390,200	600	-8,300	-2.083
119	351,100	500	344,200	500	-6,900	-1.965	119	399,300	700	390,800	600	-8,500	-2.129
120	351,600	400	344,700	400	-6,900	-1.962	120	400,000	700	391,400	500	-8,600	-2.150
121	352,000	500	345,100	500	-6,900	-1.960	121	400,700	800	391,900	600	-8,800	-2.196
122	352,500	500	345,600	500	-6,900	-1.957	122	401,500	800	392,500	600	-9,000	-2.242
123	353,000	500	346,100	400	-6,900	-1.955	123	402,300	700	393,100	500	-9,200	-2.287
124	353,500	400	346,500	400	-7,000	-1.980	124	403,000	700	393,600	500	-9,400	-2.333
125	353,900	500	346,900	500	-7,000	-1.978	125	403,700	800	394,100	600	-9,600	-2.378
126	354,400	400	347,400	300	-7,000	-1.975	126	404,500	800	394,700	600	-9,800	-2.423
127	354,800	500	347,700	500	-7,100	-2.001	127	405,300	700	395,300	500	-10,000	-2.467
128	355,300	400	348,200	400	-7,100	-1.998	128	406,000	700	395,800	500	-10,200	-2.512
129	355,700	500	348,600	500	-7,100	-1.996	129	406,700	800	396,300	600	-10,400	-2.557
130	356,200	500	349,100	500	-7,100	-1.993	130	407,500	800	396,900	600	-10,600	-2.601
131	356,700	500	349,600	500	-7,100	-1.990	131	408,300	700	397,500	500	-10,800	-2.645
132	357,200	400	350,100	400	-7,100	-1.988	132	409,000	700	398,000	500	-11,000	-2.689
133	357,600	500	350,500	500	-7,100	-1.985	133	409,700	800	398,500	600	-11,200	-2.734
134	358,100	500	351,000	500	-7,100	-1.983	134	410,500	800	399,100	600	-11,400	-2.777
135	358,600	500	351,500	500	-7,100	-1.980	135	411,300	700	399,700	500	-11,600	-2.820
136	359,100	400	352,000	400	-7,100	-1.977	136	412,000	700	400,200	500	-11,800	-2.864
137	359,500	500	352,400	400	-7,100	-1.975	137	412,700	800	400,700	600	-12,000	-2.908
138	360,000	500	352,800	500	-7,200	-2.000	138	413,500	800	401,300	600	-12,200	-2.950
139	360,500	500	353,300	500	-7,200	-1.997	139	414,300	700	401,900	500	-12,400	-2.993
140	361,000	400	353,800	400	-7,200	-1.994	140	415,000	700	402,400	600	-12,600	-3.036
141	361,400	500	354,200	500	-7,200	-1.992	141	415,700	800	402,900	600	-12,800	-3.079
142	361,900	500	354,700	500	-7,200	-1.989	142	416,500	800	403,500	600	-13,000	-3.121
143	362,400	500	355,200	500	-7,200	-1.987	143	417,300	700	404,100	500	-13,200	-3.163
144	362,900	400	355,700	400	-7,200	-1.984	144	418,000	700	404,600	500	-13,400	-3.206
145	363,300		356,100		-7,200	-1.982	145	418,700	800	405,100	600	-13,600	-3.248
							146	419,500	800	405,700	600	-13,800	-3.290
							147	420,300	700	406,300	500	-14,000	-3.331
							148	421,000	700	406,800	500	-14,200	-3.373
							149	421,700	800	407,300	600	-14,400	-3.415
							150	422,500	800	407,900	600	-14,600	-3.456
							151	423,300	700	408,500	500	-14,800	-3.496
							152	424,000	700	409,000	500	-15,000	-3.538
							153	424,700	800	409,500	600	-15,200	-3.579
							154	425,500	800	410,100	600	-15,400	-3.619
							155	426,300	700	410,700	500	-15,600	-3.659
							156	427,000	800	411,200	500	-15,800	-3.700
							157	427,700	800	411,700	600	-16,000	-3.741
							158	428,500	800	412,300	600	-16,200	-3.781
							159	429,300	700	412,900	500	-16,400	-3.820
							160	430,000	700	413,400	500	-16,600	-3.860
							161	430,700		413,900		-16,800	-3.901
再任用	257,600		252,900		-4,700	-1.825	再任用	277,800		272,300		-5,500	-1.980

S28.4.1 以前生まれの再任用職員 3級：236,100円 231,800円(4,300円)、4級：277,900円 272,400円(5,500円)

5級						
号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
1	287,700	2,100	281,400	2,100	-6,300	-2.190
2	289,800	2,100	283,500	2,100	-6,300	-2.174
3	291,900	2,100	285,600	2,100	-6,300	-2.158
4	294,000	2,100	287,700	2,100	-6,300	-2.143
5	296,100	2,200	289,800	2,200	-6,300	-2.128
6	298,300	2,200	292,000	2,200	-6,300	-2.112
7	300,500	2,200	294,200	2,200	-6,300	-2.097
8	302,700	2,200	296,400	2,200	-6,300	-2.081
9	304,900	2,300	298,600	2,300	-6,300	-2.066
10	307,200	2,300	300,900	2,300	-6,300	-2.051
11	309,500	2,300	303,200	2,300	-6,300	-2.036
12	311,800	2,300	305,500	2,300	-6,300	-2.021
13	314,100	2,300	307,800	2,300	-6,300	-2.006
14	316,400	2,300	310,100	2,200	-6,300	-1.991
15	318,700	2,300	312,300	2,300	-6,400	-2.008
16	321,000	2,300	314,600	2,200	-6,400	-1.994
17	323,300	2,300	316,800	2,300	-6,500	-2.011
18	325,600	2,300	319,100	2,200	-6,500	-1.996
19	327,900	2,300	321,300	2,300	-6,600	-2.013
20	330,200	2,200	323,600	2,200	-6,600	-1.999
21	332,400	2,200	325,800	2,100	-6,600	-1.986
22	334,600	2,300	327,900	2,300	-6,700	-2.002
23	336,900	2,300	330,200	2,200	-6,700	-1.989
24	339,200	2,300	332,400	2,300	-6,800	-2.005
25	341,500	2,300	334,700	2,300	-6,800	-1.991
26	343,800	2,300	337,000	2,200	-6,800	-1.978
27	346,100	2,300	339,200	2,300	-6,900	-1.994
28	348,400	2,300	341,500	2,200	-6,900	-1.980
29	350,700	2,200	343,700	2,200	-7,000	-1.996
30	352,900	2,300	345,900	2,300	-7,000	-1.984
31	355,200	2,100	348,200	2,000	-7,000	-1.971
32	357,300	2,300	350,200	2,300	-7,100	-1.987
33	359,600	2,100	352,500	2,000	-7,100	-1.974
34	361,700	2,200	354,500	2,200	-7,200	-1.991
35	363,900	2,100	356,700	2,100	-7,200	-1.979
36	366,000	2,200	358,800	2,100	-7,200	-1.967
37	368,200	2,100	360,900	2,100	-7,300	-1.983
38	370,300	2,200	363,000	2,100	-7,300	-1.971
39	372,500	2,200	365,100	2,200	-7,400	-1.987
40	374,700	2,200	367,300	2,200	-7,400	-1.975
41	376,900	2,100	369,500	2,000	-7,400	-1.963
42	379,000	2,100	371,500	2,100	-7,500	-1.979
43	381,100	1,900	373,600	1,900	-7,500	-1.968
44	383,000	1,800	375,500	1,700	-7,500	-1.958
45	384,800	1,700	377,200	1,700	-7,600	-1.975
46	386,500	1,700	378,900	1,700	-7,600	-1.966
47	388,200	1,700	380,600	1,600	-7,600	-1.958
48	389,900	1,600	382,200	1,600	-7,700	-1.975
49	391,500	1,500	383,800	1,400	-7,700	-1.967
50	393,000	1,600	385,200	1,600	-7,800	-1.985
51	394,600	1,600	386,800	1,600	-7,800	-1.977
52	396,200	1,600	388,400	1,500	-7,800	-1.969
53	397,800	1,400	389,900	1,400	-7,900	-1.986
54	399,200	1,400	391,300	1,400	-7,900	-1.979
55	400,600	1,400	392,700	1,400	-7,900	-1.972
56	402,000	1,400	394,100	1,300	-7,900	-1.965
57	403,400	1,100	395,400	1,100	-8,000	-1.983
58	404,500	1,100	396,500	1,100	-8,000	-1.978
59	405,600	1,000	397,600	1,000	-8,000	-1.972
60	406,600	900	398,600	900	-8,000	-1.968
61	407,500	800	399,500	800	-8,000	-1.963
62	408,300	900	400,300	800	-8,000	-1.959
63	409,200	700	401,100	600	-8,100	-1.979
64	409,900	800	401,700	700	-8,200	-2.000
65	410,700	700	402,400	600	-8,300	-2.021
66	411,400	800	403,000	600	-8,400	-2.042
67	412,200	800	403,600	600	-8,600	-2.086
68	413,000	700	404,200	600	-8,800	-2.131
69	413,700	800	404,800	600	-8,900	-2.151
70	414,500	700	405,400	600	-9,100	-2.195
71	415,200	600	406,000	600	-9,200	-2.216
72	415,800	600	406,600	600	-9,200	-2.213
73	416,400	700	407,200	600	-9,200	-2.209
74	417,100	800	407,800	600	-9,300	-2.230
75	417,900	700	408,400	600	-9,500	-2.273
76	418,600	700	409,000	500	-9,600	-2.293
77	419,300	800	409,500	600	-9,800	-2.337
78	420,100	800	410,100	600	-10,000	-2.380
79	420,900	600	410,700	600	-10,200	-2.423
80	421,500	600	411,300	500	-10,200	-2.420
81	422,100	800	411,800	600	-10,300	-2.440

5 級						
号給	現行		改定後		改定額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	422,900	800	412,400	600	-10,500	-2.483
83	423,700	800	413,000	600	-10,700	-2.525
84	424,500	800	413,600	500	-10,900	-2.568
85	425,300	800	414,100	600	-11,200	-2.633
86	426,100	800	414,700	600	-11,400	-2.675
87	426,900	800	415,300	600	-11,600	-2.717
88	427,700	700	415,900	500	-11,800	-2.759
89	428,400	800	416,400	600	-12,000	-2.801
90	429,200	700	417,000	600	-12,200	-2.842
91	429,900	800	417,600	500	-12,300	-2.861
92	430,700	800	418,100	500	-12,600	-2.925
93	431,500	800	418,600	600	-12,900	-2.990
94	432,300	800	419,200	600	-13,100	-3.030
95	433,100	800	419,800	500	-13,300	-3.071
96	433,900	800	420,300	500	-13,600	-3.134
97	434,700	800	420,800	600	-13,900	-3.198
98	435,500	800	421,400	600	-14,100	-3.238
99	436,300	800	422,000	500	-14,300	-3.278
100	437,100	800	422,500	500	-14,600	-3.340
101	437,900	800	423,000	600	-14,900	-3.403
102	438,700	800	423,600	600	-15,100	-3.442
103	439,500	800	424,200	500	-15,300	-3.481
104	440,300	800	424,700	500	-15,600	-3.543
105	441,100	800	425,200	600	-15,900	-3.605
106	441,900	800	425,800	600	-16,100	-3.643
107	442,700	800	426,400	500	-16,300	-3.682
108	443,500	800	426,900	500	-16,600	-3.743
109	444,300	800	427,400	600	-16,900	-3.804
110	445,100	800	428,000	600	-17,100	-3.842
111	445,900	800	428,600	500	-17,300	-3.880
112	446,700	800	429,100	500	-17,600	-3.940
113	447,500	800	429,600	600	-17,900	-4.000
114	448,300	800	430,200	600	-18,100	-4.037
115	449,100	800	430,800	500	-18,300	-4.075
116	449,900	800	431,300	500	-18,600	-4.134
117	450,700		431,800		-18,900	-4.193
再任用	319,100		312,800		-6,300	-1.974

S28.4.1 以前生まれの再任用職員 5 級 : 313,500 円 307,300 円 (6,200 円)

平成 28 年度の公営事業所における勤務体制について（メモ）

H27.11.4

本市競艇事業について、平成 28 年度より地方公営企業法の全部適用となることに伴い、公営事業所における職員の勤務条件について、次のとおり定める。

1 内容

(1) 職員の勤務体制に関する基本的な考え方

現在の公営事業所における勤務体制と同様とする。（1日の勤務時間は7時間45分とし、勤務を要しない日及び休日の取扱いについては、本庁勤務職員との均衡を考慮して、本庁勤務職員と同日数を割り振る。）

なお、具体的な勤務シフトについては、年度当初に個別に提示する。

(2) 職員に適用する給料表

職員に適用する給料表については、行政職給料表と同様の給料表を規定のうえ適用する。

(3) 職員の給与、休暇制度・育児休業等及び公務災害等

職員に支給する手当の種類及び額その他の諸条件、職員に付与する休暇制度・育児休業等、職員の公務災害等の基準等については、原則、行政職給料表を適用する職員と同様の取扱いとする。

(4) その他

上記(1)～(3)のほか、公営企業化後に公営事業所にて任用される職員の給与処遇等については、原則、引き続き行政職給料表を適用する職員と同様の取扱いとする。

2 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

以上
(給与課)